

公立病院改革プランの概要

団 体 名	湯沢町							
プ ラ ン の 名 称	町立湯沢病院改革プラン							
策 定 日	平成	21年	3月	19日				
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度			
病院の現状	病 院 名	町立湯沢病院						
	所 在 地	新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877番地1						
	病 床 数	一般病床40床 療養病床50床(医療療養24・介護療養26)						
	診 療 科 目	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・歯科						
公立病院として今後果たすべき役割	<p>○当町は近隣で最も近い病院まで17Kmの距離があるため、町立病院が町民の一次医療を担う。</p> <p>○敷地内に総合福祉センター(保健センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会)と健康増進施設(健診施設、温水プール、温浴施設)を併設し、町の保健・介護事業との連携を図り、町民の健康維持・増進の中心的役割を担う。</p> <p>○観光という当町の基幹産業を下支えする意味で、来訪したお客様の安心・安全を担うための医療体制を確保する。</p>							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)	<p>○総務省の示す繰出し基準を基本とするが、指定管理者制度における病院事業会計の特殊性(一般会計繰入金以外の収入がない)に鑑み、基準外繰り入れについては町独自の繰出し基準を定める。</p> <p>○総務省の示す基準に基づくものとしては、リハビリテーション、小児医療、救急医療、保健衛生行政、不採算地区病院の運営等に要する経費で、その収入をもって当てることのできない経費に相当する額(各収入-人件費等=マイナスの場合その額)、建設改良に要する経費の2/3など。</p> <p>○町独自の繰出し基準に基づくものとしては、建設改良に要する経費の1/3、その他病院事業にかかる経費に要する額(修繕費、受用費等)など。</p>							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(実績)	21年度(*1)	22年度	23年度	備考	
	経常収支比率 %	94.1	67.2	62.4	69.6	100.0	事業会計	
	病床利用率(全体) %	64.2	63.3	68.1	68.0	69.0	70.0	指定管理者
	一般病床	64.2	55.9	65.0	68.0	69.0	70.0	H21に一部削減予定
	医療療養病床	55.8	65.6	66.0	-	-	-	H21に老健へ転換
	介護療養病床	77.5	74.6	78.0	-	-	-	H21に老健へ転換
	介護療養型老健施設(参考)	-	-	80.0	85.0	90.0		H21に療養を転換
	職員給与費比率	76.2	78.6	73.0	72.0	70.0		指定管理者
上記目標数値設定の考え方(概要)	<p>○指定管理者制度(利用料金制)における病院事業会計の特殊性に鑑み、経常収支比率を除く数値目標は指定管理者の数値目標とする。</p> <p>○経営状況を全国の類似病院と比較することで、改善点を洗い出し、数値目標の設定を行った。ただし、観光地である当町の地域特性(患者数の季節変動)について十分配慮した数値目標とした。</p> <p>○規模に見合った収益の確保を目指し、病床利用率の向上を目指す。</p> <p>○一般病床は実績(過去平均61.8%)から、人口規模に対して病床数が過大であると判断されることから、5床前後の削減を行う(H21年度中を目処)</p> <p>○療養病床は、高まる介護療養ニーズへの対応と患者数季節変動の緩和を目的に、介護療養型老健施設への転換を行う(H21年度中を目処)</p> <p>*1・・・右覧は年度中に事業規模・形態の見直しを行った目標値</p>							

				団体名 (病院名)	新潟県湯沢町 町立湯沢病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	訪問診療(回数)	345	345	380	390	400	
	訪問リハビリ(回数)	580	625	760	780	800	
	一般検診(人)	546	529	1,150	1,250	1,350	H20から町検診開始
	人間ドック(人)	668	702	730	760	800	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年7月まで 国保診療所(19床)を運営 ○平成14年8月 公設民営(業務委託契約)による病院(90床)を開設 ○平成18年9月 指定管理者制度(代行制)へ移行 ○平成20年4月 利用料金制導入 					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○一般病床の削減 開設来の実績(過去5年平均61.8%)から、人口規模に対し病床数が過大であると判断されるため、5床前後の削減を行う。平成21年度中を目処とする。 ○療養病床の老健施設への転換 今後高まると予想される介護療養へのニーズに対応することと、当町の地域特性である患者数の季節変動を緩和し病床利用率を向上させることを目的に、介護療養型老人保健施設に転換する。転換時期は、保険点数などの各種状況によるが、平成21年度中を目処とする。転換対象は現存の50床全てとする。 					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者への経営健全化交付金については、平成22年度から新たな枠組みによる交付を実施する予定。(指定管理者とは協議済みであるが、具体的な内容については平成21年度中に協議を行い決定する) ○平成23年度から始まる次期指定管理に向けて、費用負担の根拠を明確化し、継続可能な病院事業を構築する。(平成22年度中に実施) 					
	収入増加・確保対策	○同上					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○電子カルテシステム導入(平成20年度導入済み) ・診療の効率化、インフォームドコンセントの徹底を図り、利用者の満足度向上を目指す。 ・システムを活かした経営診断を行い、経営の効率化に結びつける。 ・若い医師は大学において紙カルテの経験がない場合が多いため、電子カルテの導入は医師確保の観点で有利に働くことが期待される。 					
各年度の収支計画		別紙のとおり(P4～)					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度 70.20% 18年度 68.93% 19年度 64.20% 20年度 63.30%					
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○過去二カ年の利用率の低下が著しいことから「事業規模・形態の見直し」に掲げた施策を実施し利用率の向上を目指す。 ○上記見直しには、施設の増改築は伴わない。 					

団体名
(病院名)

新潟県湯沢町
町立湯沢病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する魚沼医療圏域には下記の公立病院が開設されている。 ○県立病院 ・魚沼市 小出病院(383床) ・南魚沼市 六日町病院(199床) ・十日町市 十日町病院(275床) ○市町村立病院 ・魚沼市 堀之内病院(84床) ・南魚沼市 ゆきぐに大和病院(199床) 城内病院(25床) ・津南町 津南病院(114床) ○厚生連病院 ・魚沼病院(191床) ・中条病院(90床) ・中条第二病院(150床)			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立・公的病院のそれぞれの役割を明確化し、機能分担・連携を推進する。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成27年度～	<内容> ①検討・協議の方向性 基幹病院計画に併せて、周辺医療体制の再編・ネットワーク化が協議される方向である。 ②検討協議体制 平成20年8月に「魚沼地域医療整備協議会」が設置され、協議が始まっており、町長と町民代表が委員として参加している。 ③検討・協議のスケジュール 左記の次期に基幹病院の基本計画がまとまるため、それに併せて周辺医療機関の再編が具体化する。 *ネットワーク化について 基幹病院との連携には、当町が既に導入している電子カルテシステムを活用する方向である。 ④地域の拠点医療を担う「基幹病院」と、住民に身近な医療を担う「周辺病院」に再編し機能分担を図る。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 平成18年度より実施済み
	経営形態見直し計画の概要 (注) 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年度末まで	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	<input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	既存の「病院運営審議委員会」を活用し、指定管理者からの事業報告と併せて改革プランの取り組み状況等の点検・評価を行う。			
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	病院運営審議委員会での審議を経て、毎年9月までに公表する。			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	新潟県湯沢町 町立湯沢病院
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	835	832	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	753	750	0	0	0	0
	(2) そ の 他	82	82	0	0	0	0
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	154	135	125	110	110	202
	(1) 他会計負担金・補助金	153	134	125	110	110	145
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	1	1	0	0	0	57
	経 常 収 益 (A)	989	967	125	110	110	202
	入	1. 医 業 費 用 b	972	968	170	159	142
(1) 職 員 給 与 費 c		7	7	7	7	8	8
(2) 材 料 費		0	0	0	0	0	0
(3) 経 費		881	882	87	80	70	120
(4) 減 価 償 却 費		84	79	76	68	63	57
(5) そ の 他		0	0	0	4	1	1
2. 医 業 外 費 用		62	61	17	17	16	16
(1) 支 払 利 息		7	7	6	6	6	6
(2) そ の 他		55	55	11	11	10	10
経 常 費 用 (B)		1,034	1,029	187	176	158	202
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 45	▲ 62	▲ 62	▲ 66	▲ 48	0	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	1	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	4	0	2	0	0	0
	特別損益 (D)-(E) (F)	▲ 4	0	▲ 1	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 49	▲ 62	▲ 63	▲ 66	▲ 48	0	
累 積 欠 損 金 (G)	171	233	296	362	410	410	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	249	249	171	172	169	172
	流 動 負 債 (イ)	58	52	3	1	1	1
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]	▲ 191	▲ 197	▲ 168	▲ 171	▲ 168	▲ 171
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	▲ 49	▲ 6	29	▲ 3	3	▲ 3	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.6	94.0	66.8	62.5	69.6	100.0	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 22.9	▲ 23.7	0.0	0.0	0.0	0.0	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	85.9	86.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足 比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	68.9	64.2	63.3	75.5	78.8	81.8	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名	新潟県湯沢町
-----	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	110	10	10	11
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	100	100	100	100
	収入計(a)	0	0	210	110	110	111
	うち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)}(A)	0	0	210	110	110	111	
支 出	1. 建設改良費	3	17	143	9	11	7
	2. 企業債償還金	2	10	10	10	10	11
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	100	100	100	100
	支出計(B)	5	27	253	119	121	118
差引不足額(B)-(A)(C)		5	27	43	9	11	7
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	5	27	43	9	11	7
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計(D)		5	27	43	9	11	7
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	0	0	0	0

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(69,210)	(50,208)	(40,728)	(25,612)	(25,696)	(24,618)
	153,610	134,934	125,233	109,918	109,695	144,618
資本的収支	(0)	(0)	(28,319)	(3,361)	(3,434)	(3,511)
	0	0	109,864	10,082	10,305	10,533
合計	(69,210)	(50,208)	(69,047)	(28,973)	(29,130)	(28,129)
	153,610	134,934	235,097	120,000	120,000	155,151

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金